

大分市の人口

人口	252,222	(-103)
男	121,352	(-80)
女	130,870	(-23)
世帯数	62,588	(+111)

45年3月1日現在



第570号

昭和45年

4月1日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
脇村幸

昭和24年5月23日
第三種郵便物認可

春の交通安全運動

老人と子どもを重点に

春の全国交通安全運動が、四月六日から四月十五日まで展開されます。この運動は、とくに歩行者の交通事故の削減を目標として、すべての人が、正しい交通ルールを身につけることを目的としています。

子供とおとしよりに注意

子どもやおとしよりの事故がふえています。死亡事故だけでも、四十二年の一人に比べて、五倍の増、またおとしよりは四十二年死亡者五人であったのが四十四年は十人と倍増しています。

- (1) 親が正しい交通を身につけて模範を示し、子どもや老人に正しい横断等安全通行の方法を指導する。
- (2) 子どもに対して、機会あるごとに道路の正しい歩き方、正しい横断とその方法、信号機、道路標識の見方と意味、とび出し

ふえる一方の交通事故

去年は四千四百件

市交通安全対策室がまとめた交通事故の実態は、昨年中市内で四千四百件の事故が発生し、四十一人の死者と三千五百四十一人の負傷者がでています。

トップは徐行違反(原因別)

事故の原因をわけると約十種類になります。多い順にみると①徐行違反六百二十四件、②わき見運転五百二十

車の直前、直後の横断。道路での遊びの危険性を理解させ、正しい交通ルールを身につけさせる。

正しい横断と歩行者の保護

道路を横断中の事故がふえています。四十二年百七十四件、死者三人であったのが四十四年には百八十件、死者四人、昨年は二百三十

なれない登校
・新入学児童を
・交通事故から
・守りましょう



- (1) 家族が家を出るときは、安全歩行、正しい横断を、また車を運転する者には、安全運転励行の「愛のひと声」を呼びかける
- (2) 新聞、テレビの報道などによる交通安全について、だんらんのうちに話し合いを行なう。
- (3) 横断歩道の近くに車を駐車し各事業所では次のことを注意しましょう。

飲酒運転をなくそう

飲酒運転による事故は四十二年に死者百七十九人であったのが四十四年には百三十八人と一時減少しましたが、四十四年には百九十一人と大幅に増加しています。

みだ、一時停止を励行し、安全に、断せるとともに、一時停止の車は、車庫に手を出し、故障防止をはかる。

全教育を強化する。
(2) 始業点検を完全実施し、故障車、整備の悪い車をなくする

飲酒運転をなくそう

飲酒運転による事故は四十二年に死者百七十九人であったのが四十四年には百三十八人と一時減少しましたが、四十四年には百九十一人と大幅に増加しています。

「清潔なまち、健康な暮らし」をモットーに市では、いま全力をあげて、ごみ収集に取り組み、週一回以上の定日収集に切り替えて収集遅れのないよう計画実施中です。

出さない。
(2) 酒を飲む合や飲酒後の外出には、主婦が車のカギを保管し車の使用をとめる。

ごみ収集にご協力を

紙袋やダンボール箱につめたものは、天に食いあらされたら、ぬれて破れたりして飛び散り、非常に不潔です。なるべくボックスやふたつきのポリ容器の中に入れておくようにしてください。

ごみ収集は、清掃法の定めるところにより、一平方キロメートル当り、人口二千人以上の地域等の条件が定められています。

市社会福祉協議会では、次の方々から社会福祉事業資金のご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

寄付のお礼

- 尾ごみ焼却場へ、燃えないものは羽根山ごみ投棄所へもって行ってください。
- ごみ収集の異動届け出し
- ごみ収集申し込み者の住所、店名等が変ったとき
- ごみ容器の使用個数が変わったとき

ごみ収集は、清掃法の定めるところにより、一平方キロメートル当り、人口二千人以上の地域等の条件が定められています。

市社会福祉協議会では、次の方々から社会福祉事業資金のご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

公民館だより

- 中央公民館行事●印会場文化会館、その他中央公民館
- 4月9日俳句教室A13時半
- 4月9日俳句教室B10時
- 4月14日民謡教室13時半
- 4月18日短歌教室13時半
- 4月20日定例主事会13時半
- 4月21日民謡教室13時半
- 4月21日書道教室A10時
- 4月21日書道教室B10時
- 4月22日書道教室B10時

公民館だより
4月24日中央生活学校13時
4月24日養命大学13時半
4月25日短歌教室大会13時半
料理教室を5月から始めます
受け付けは4月10日から中央公民館で行ないますので、所定の申込用紙に実習費5回分、800円を添えてお申し込みください
定員は40人。申し込み順。

4月の交通事故相談日
4日(土) 大南支所 午前
7日(火) 大南支所 午前
14日(火) 大南支所 午前
21日(火) 大南支所 午前
25日(土) 大南支所 午前

経済部を商工部と農政部に

課室も一部移動

市民サービスの強化と事務の効率化をはかるため、四月一日から新しい部と課ができました。

自己処理をお願いします

特殊事情によるものや、収集車の構造や燃費上不適当なもの、焼却炉を破損させる恐れのあるごみは自己処理をお願いします。

南▽森村芳臣 城崎町▽甲斐清高 大道町六丁目▽利光直政 東萩原▽久永キミ 永興八組▽小野ツル子 東大道町▽渡辺尚子 中島西▽坂本雪造 大南
特志寄付
▽油布利子 吉野山口班婦人会
▽足立弘 花津留
指定寄付
▽阿部正広 森町▽畑野定鶴 崎▽後藤正 大南
以上三月十八日迄受付分
(大分市社会福祉協議会)

公民館だより

- 中央公民館行事●印会場文化会館、その他中央公民館
- 4月9日俳句教室A13時半
- 4月9日俳句教室B10時
- 4月14日民謡教室13時半
- 4月18日短歌教室13時半
- 4月20日定例主事会13時半
- 4月21日民謡教室13時半
- 4月21日書道教室A10時
- 4月21日書道教室B10時
- 4月22日書道教室B10時

公民館だより
4月24日中央生活学校13時
4月24日養命大学13時半
4月25日短歌教室大会13時半
料理教室を5月から始めます
受け付けは4月10日から中央公民館で行ないますので、所定の申込用紙に実習費5回分、800円を添えてお申し込みください
定員は40人。申し込み順。

4月の交通事故相談日
4日(土) 大南支所 午前
7日(火) 大南支所 午前
14日(火) 大南支所 午前
21日(火) 大南支所 午前
25日(土) 大南支所 午前

第82回市民映画劇場
指定映画 「富士山頂」
上映日 大分市 4月4日~4月21日
同時上映 「愛の化石」
当選番号 2127、4231、5012、6144
市民割引証をご持参ください

一般食品の標示
食品衛生法の一部改正により、7月1日から、製造年月日や製造者名などの標示義務が強化されます。該当食品は次のとおりです。

食品衛生法の一部改正により、7月1日から、製造年月日や製造者名などの標示義務が強化されます。該当食品は次のとおりです。

固定資産税の評価額が変わりました

土地、家屋の固定資産税、都市計画税は、こじが基準年度にあたり、全国的に評価がえとなり、全国的に課税標準額は国会で審議中ですが、次のような方法で算出される予定です。



土地の評価

1 固定資産税の場合

宅地等(田・畑以外の土地)

① まず44年度までの課税標準額の算定順序として、39年度と40年度の課税標準額を算定します。

$$\frac{38年度評価額 \times 負担調整率}{1.2倍を限度} = \frac{39年度課税標準額}{40年度}$$

② つぎに41年度以降の課税標準額は、下表の区分により(B)の方法で算定します。

(A) 区分

上昇率 (39年度評価額 / 38年度評価額)	該当地 区分記号	負担 調整率
3倍未満	A	1.1
3倍～8倍未満	B	1.2
8倍以上	C	1.3

(B) 算定方法

$$38年度評価額 \times 1.2 \times \begin{cases} A \text{ 該当地 } 1.1 \\ B \text{ 該当地 } 1.2 \\ C \text{ 該当地 } 1.3 \end{cases} \times \begin{cases} 1.1 \\ 1.2 \\ 1.3 \end{cases}$$

43年度負担調整率

$$\times \begin{cases} 1.1 \\ 1.2 \\ 1.3 \end{cases} = \text{昭和44年度課税標準額}$$

③ 45年度以降の課税標準額の算定は45年度評価替えによる新評価額と38年度評価額との上昇割合により、下表の区分ごとに負担調整率を上記②で算定された44年度課税標準額に連乗して今後における各年度分の課税標準額を算定します。

(A) 区分

上昇率 (45年度新評価額 / 38年度評価額)	該当地 区分記号	負担 調整率
3倍未満	A	1.1
3倍～8倍未満	B	1.2
8倍～25倍未満	C	1.3
25倍以上	D	1.4

(B) 算定方法

$$44年度課税標準額 \times \begin{cases} A \text{ 該当地 } 1.1 \\ B \text{ " } 1.2 \\ C \text{ " } 1.3 \\ D \text{ " } 1.4 \end{cases} = \text{昭和45年度課税標準額}$$

2 都市計画税の場合

43年度までは固定資産税と同様な負担調整(調整率はA-1.3・B-1.6・C-1.9)により算定していましたが44年度は評価額がそのまま課税標準額となっています。次は45年度から適用される都市計画税の課税標準額の調整率と課税標準額算定の順序を示したものです。

(A) 区分

上昇率 (45年度新評価額 / 44年度評価額)	該当地 区分記号	負担 調整率
2倍未満	A	1.3
2倍～4倍未満	B	1.6
4倍以上	C	1.9

(B) 算定方法

$$44年度評価額 \times \begin{cases} A \text{ 該当地 } 1.3 \\ B \text{ " } 1.6 \\ C \text{ " } 1.9 \end{cases} = \text{昭和45年度課税標準額}$$

3 税額の計算例

固定資産税の場合

昭和38年度の評価額 20万円
昭和44年度の課税標準額 50万円
昭和45年度の新評価額 200万円と仮定します

- 上昇割合は $\frac{45年度評価額 200万円}{38年度評価額 20万円} = 10倍$ となります
- 調整率は1.3倍……8倍以上、25倍未満でCに該当します
- 税額は $(50万 \times 1.3) \times \frac{1.4}{100} = 9,100円$

都市計画税の場合

- 上昇割合は $\frac{45年度評価額 200万}{44年度評価額 100万} = 2倍$ となります
 - 調整率は1.6倍……2倍以上4倍未満でBに該当します
 - 税額は $(100万 \times 1.6) \times \frac{0.2}{100} = 3,200円$
- 固定資産税と都市計画税との合計額(12,300円)が年額税となります

4 農地(田・畑など)の場合

農地は固定資産税についても都市計画税についても、38年度の評価額がすえおかれています。

5 法定免税点は

固定資産税(土地)の課税標準額の総額が8万円未満であれば、固定資産税も都市計画税も課税されません。

家屋の評価

1 在来家屋の場合

(44年1月1日以前に建築されたもの)
44年度評価額に対して3%以内の減額を行なって評価額(課税標準額)を算出しました。

2 新增築家屋の場合

(44年1月2日から45年1月1日までに建築されたもの)
評価額の決定にあたっては国の示す評価基準表により、再建築費評点を求め、1年の経年減点(0.9)補正を行ない、さらに1点単価(0.9)を乗じたものが評価額(課税標準額)となります。

(木造の例)

$$\text{再建築費評点 } 1,000,000 \text{点} \times 0.9 \times 0.9 = 810,000 \text{円}$$

3 新築家屋分の減額

一般の専用住宅で床面積が100㎡(30.25坪)以下の家屋については、その住宅に新たに固定資産税がかかるようになった年度から3年間に限り、税額が半に減額されます。

(例)

評価額(円)	税率	税額(円)
固定資産税	$810,000 \times \frac{1.4}{100}$	11,340
	$11,340 \times \frac{1}{2}$	5,670
		3年間減額される税額
都市計画税	$810,000 \times \frac{0.2}{100}$	1,620円
合計年税額		5,670 + 1,620 = 7,290円

(注)

都市計画税の課税区域は大分地区鶴崎地区のみです。

4 法定免税点は

固定資産税(家屋)の課税標準額の総額が5万円未満であるときは、固定資産税も都市計画税も課税されません。

償却資産の評価

1 償却資産とは

土地や家屋以外の事業の用に供する。資産(無形減価償却資産を除く)でその減価償却費などが法人税または所得税法の規定により、所得の計算上損金や必要経費に算入されるものをいいます。

ただし自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車は除かれます。

2 評価の基本(一般の評価)

毎年1月1日現在に所有する所有者からの申告に基づきその取得価額に耐用年数による償却率を乗じて計算した金額を取得金額から控除し、賦課期日現在の課税標準額を算出します。

イ) 取得価額…購入した減価償却資産の取得時における価額

ロ) 耐用年数…大蔵省令による減価償却資産の耐用年数表によります。

ハ) 償却率…定率法を用います

(例)

前年以前に取得した資産の価額	400,000円
前年中に取得した資産の価額	100,000円
決定価額(課税標準額)	400,000円 + 100,000円

決定価額(課税標準額)	税率	税額
	$500,000円 \times \frac{1.4}{100}$	7,000円

